

# 特定事業所集中減算Q&A

(北海道版)  
H27.9から適用

区分	質問	回答																																
判定方法	対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは系列法人まで含めるのか。	同一法人を有する法人単位で判断します。																																
判定方法	1法人が運営する複数の事業所を紹介した場合の算定方法はどようになりますか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>計画</th> <th>利用者</th> <th>居宅サービス計画に位置づけたサービス</th> <th>紹介率最高法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">Aさん</td> <td>甲法人訪問介護事業所あか</td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td>甲法人訪問介護事業所あお</td> </tr> <tr> <td>甲法人訪問介護事業所きいろ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">Bさん</td> <td>甲法人訪問介護事業所あか</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>甲法人訪問介護事業所あお</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Cさん</td> <td>甲法人訪問介護事業所あお</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>Dさん</td> <td>甲法人訪問介護事業所あお</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">Eさん</td> <td>甲法人訪問介護事業所あお</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>乙法人訪問介護事業所しろ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>Fさん</td> <td>乙法人訪問介護事業所しろ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合、甲法人が紹介率最高法人となる。</p> <p>訪問介護を位置づけた計画数a=6（注1）          訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数b=5（注2）          訪問介護における紹介率最高法人の占める割合(b÷a)=5÷6=83.3…          →紹介率最高法人の占める割合は83.3%……80%を超えるため減算対象となる。</p> <p>注1 訪問介護を位置づけた計画数aは、利用者1人当たり1計画と考えて算定。          注2 上記表の紹介率最高法人欄に「○」のある計画数。同一法人の複数の訪問介護事業所のサービスを位置づけている場合でも、訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数は、利用者1人につき1件と考えて算定する。</p>	計画	利用者	居宅サービス計画に位置づけたサービス	紹介率最高法人	1	Aさん	甲法人訪問介護事業所あか	○	甲法人訪問介護事業所あお	甲法人訪問介護事業所きいろ	2	Bさん	甲法人訪問介護事業所あか	○	甲法人訪問介護事業所あお	3	Cさん	甲法人訪問介護事業所あお	○	4	Dさん	甲法人訪問介護事業所あお	○	5	Eさん	甲法人訪問介護事業所あお	○	乙法人訪問介護事業所しろ	6	Fさん	乙法人訪問介護事業所しろ	
計画	利用者	居宅サービス計画に位置づけたサービス	紹介率最高法人																															
1	Aさん	甲法人訪問介護事業所あか	○																															
		甲法人訪問介護事業所あお																																
		甲法人訪問介護事業所きいろ																																
2	Bさん	甲法人訪問介護事業所あか	○																															
		甲法人訪問介護事業所あお																																
3	Cさん	甲法人訪問介護事業所あお	○																															
4	Dさん	甲法人訪問介護事業所あお	○																															
5	Eさん	甲法人訪問介護事業所あお	○																															
		乙法人訪問介護事業所しろ																																
6	Fさん	乙法人訪問介護事業所しろ																																

区分	質問	回答
「正当な理由」の判断基準	「居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域」とは、運営規程に明記し、道へ届出をした実施地域の事か。	お見込みのとおり
「正当な理由」の判断基準	国の留意事項通知第三10(4)⑤の正当な理由の(例)として、「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。」との記載があるが、道で示す正当な理由にはこの記載がないが、どのように理解すればよいか。	地域ケア会議等に提出し、意見・助言を受けるという点については、国では例示であり、その取扱については都道府県の判断とされています。道としては、本来の地域ケア会議の役割を考えると、個別の居宅サービス計画ごとに地域ケア会議等が意見・助言を行う対応は事実上困難である点を勘案して、正当な理由のサービスの質が高いことなどを判断する要件とはしていません。ただし、国の例示のとおり、利用者から理由書の提出を受け、地域によっては地域ケア会議等において支援内容についての意見・助言を受けていることが挙証可能な場合には、正当な理由があるものとして、様式2の利用者の当該事業所を選択した理由欄に記載することは可能です。
「正当な理由」の判断基準	利用者の希望によって特定の事業所に集中した場合は、正当な理由(5)に該当するか。	単に利用者の希望という理由のみでは正当な理由には該当しません。利用者が希望するに至った理由について、当該事業所のサービスの質が高い事業所であることや、利用者にとって必要なサービスが提供される事業所であることを客観的に判断できるよう、様式2及び挙証資料(利用者にとって必要なサービスを提供する場合には利用者からの理由書も添付)を提出してください。
「正当な理由」の判断基準	正当な理由(5)の場合、利用者から個別に理由書を徴する必要があるですか。	利用者から理由書を徴することは必要ありませんが、様式2の「利用者の選択した理由」欄に選択理由の内訳人数の上位3つまで記載してください。実地指導の際などに選択理由の内訳を確認します。
「正当な理由」の判断基準	訪問看護などのサービスの場合、ケアプランに位置付けようとする時点で主治医と利用者との間で既に事業所が選択されていることが多く、これにより紹介率が80%を超えることについては、正当な理由に該当すると考えてよいか。	「主治医と利用者間で既に事業所が選択されているから」や「主治医の指示による」という記載だけでは、サービスの質が高いことや利用者にとって必要なサービスが提供されていることの客観的判断ができませんので、正当な理由には該当しません。この場合、主治医や利用者サービスにサービスの質が高い事業所であることや利用者にとって必要なサービスが提供される事業所であることの理由がないか確認して、正当な理由に該当するかどうか、判断してください。

区分	質問	回答
「正当な理由」の判断基準	<p>居宅介護支援事業所が利用者に事業所を紹介する前に、訪問介護事業所等や知り合いの従業員等の積極的な勧誘又は近所だからなど、サービスの質と関係のない理由で利用者が既に選択をしてしまっている場合は、サービスの質が高いことを理由に選択をしていないので正当な理由とはならないのか、それとも、正当な理由がなくても、利用者からの強い希望で選択しているのであれば、正当な理由に該当するのか。</p>	<p>サービスの質とは関係がなく、積極的に勧誘を受けたからなどの理由で利用者が希望した場合については、サービスの質が高いとは判断ができず、正当な理由に該当しません。利用者にとって必要なサービスが提供される事業所として選択した理由がないか検討してください。</p>
「正当な理由」の判断基準	<p>特定事業所加算やサービス提供体制加算を算定している事業所を利用する場合には、利用者負担も増えてしまうので、それを理由に加算のない事業所を選択することも考えられるが、この場合は他の事業所に比べて体制やサービスの質が劣っていることから料金が安くなっているため、サービスの質が高い正当な理由とは考えられないが、このような場合についてどのように整理すればよいか。</p>	<p>特定事業所集中減算の制定の趣旨を考えたとき、サービスの質が高い事業所に集中する場合や利用者にとって必要なサービスを提供する事業所については、特定の事業所に集中する割合が80%を超えることも考えられるため、正当な理由に該当するとしたものですが、利用者負担が増えるために加算を算定していない事業所についてサービスの質が高いとは客観的に判断できないため、正当な理由には該当しません。加算は算定してないが同等の体制にある場合には挙証資料を提出し、様式2において説明するか、利用者にとって必要なサービスが提供される事業所として理由がないか検討してください。</p>